



2020年2月28日

各位

会社名：株式会社省電舎ホールディングス
代表者名：代表取締役社長 橋口 忠夫
(コード番号：1711 東証第二部)
問い合わせ先：取締役管理本部長 大浦 隆文
(Tel:03-6821-0004)

当社株式の監理銘柄（審査中）の指定に関するお知らせ

当社の株式は、2020年3月1日付で株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）より、監理銘柄（審査中）に指定されますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監理銘柄（審査中）指定の理由

当社は、過去の不適切な会計処理により、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断されたため、東京証券取引所の規程に基づき、当社株式について2018年9月1日付で特設注意市場銘柄に指定されました。

その後、当該指定から1年経過後の2019年9月2日に内部管理体制確認書を東京証券取引所へ提出いたしましたが、当社の内部管理体制等につき、なお確認する必要があるため、2019年11月29日に当社株式について特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受領しました。

2020年3月1日をもって当該指定から1年6ヶ月が経過することとなり、当社は、2020年3月2日に、東京証券取引所に内部管理体制確認書を再度提出する予定です。その確認書に基づき当社の内部管理体制等を東京証券取引所が確認し、内部管理体制等について改善がなされなかったと認められる場合には、当社株式の上場廃止が決定されることから、当社株式について上場廃止となるおそれがあると認められ、監理銘柄（審査中）に指定されます。

2. 監理銘柄指定期間

2020年3月1日から東京証券取引所が当社株式について上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで。

3. 今後の対応

このたびの監理銘柄（審査中）指定により、株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

早期に特設注意市場銘柄及び監理銘柄（審査中）の指定を解除できるよう、全社一丸となって最大限の努力をしてまいりますので、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

以上